

# 手続案内 詳細説明

## ■ 手続名称

食品営業許可の廃止届（食品衛生法）

## ■ 届出時期

廃業後、速やかに

## ■ 届出者

許可営業者

## ■ 添付書類

添付書類については、要件欄に「全ての届出者」とあるものは全ての届出者が提出し、要件の指定がある場合は、当該要件に合致する届出者が当該添付書類を提出してください。

「必須」とあるものは必ず提出し、「任意」とあるものは審査者（＝福岡県各保健福祉（環境）事務所保健衛生課職員）の求めに応じて、提出してください。

要件	添付書類	必須／任意
代理者が届出を行う場合	届出者が代理人に手続きを委任する旨の「委任状」※様式は問いません。	必須

## ■ 問い合わせ・受付窓口

営業施設所在地を管轄する福岡県各保健福祉（環境）事務所保健衛生課へお問い合わせ、届出を行ってください。

なお、営業施設所在地が北九州市、福岡市、久留米市内に所在する場合は、各市の食品衛生担当部署へ届け出てください。（詳しくは、各市の食品衛生担当部署にお尋ねください。）